（共済手帳の請求等）

第二条　（略）

2　（略）

3　被共済者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに共済手帳の交付を受けようとするときは、その共済手帳を共済契約者に提出しなければならない。

一　その所持する共済手帳をき損した場合

二　その所持する共済手帳に余白がなくなつた場合

三　その所持する共済手帳の表紙に記載された更新時期が到来した場合

4　第一項の規定による退職金共済手帳交付申請書の提出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合においては、第一項の規定にかかわらず、共済契約者証票の提示を要しない。

（独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（区分経理の方法）	（区分経理の方法）
第十二条　（略）	**第十二条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　前項の特別共済事業とは、法第七十条第一項第二号に規定する附帯業務のうち、法第二条第一項に規定する中小企業者以外の者であって、特定業種に属する事業の事業主であるものが機構に掛金を納付することを約し、機構が、期間を定めて雇用される者としてその事業主に雇用され、かつ、当該特定業種に属する事業に従事することを常態とする者の退職について、退職金を支給することを約する契約（第十三条の二において「特別共済契約」という。）に係る退職金共済事業をいう。	6　前項の特別共済事業とは、法第七十条第一項第二号に規定する附帯業務のうち、法第二条第一項に規定する中小企業者以外の者であって、特定業種に属する事業の事業主であるものが機構に掛金を納付することを約し、機構が、期間を定めて雇用される者としてその事業主に雇用され、かつ、当該特定業種に属する事業に従事することを常態とする者の退職について、退職金を支給することを約する契約に係る退職金共済事業をいう。
（給付経理及び特別給付経理間の資金の融通）	（新設）
第十三条の二　下請負人の委任を受けて、特定業種退職金共済契約又は特別共済契約に基づく掛金納付に係る事務を元請負人が処理する場合においては、前条の規定にかかわらず、下請負人が行うべき掛金納付に係る事務を元請負人が処理する場合であって、元請負人及び下請負人の一方のみが法第二条第一項に規定する中小企業者でないときは、機構は、必要に応じて、元請負人が納付した金銭について、一の特定業種における退職金共済事業等勘定に属する給付経理と特別給付経理との間における資金の融通を行うことができる。	（新設）
（給付経理及び特別給付経理に係る合同運用）	（新設）
第十七条の三　機構は、一の特定業種における退職金共済事業等勘定に属する給付経理及び特別給付経理においてそれぞれ経理すべき業務に係る業務上の余裕金を合同して運用することができる。	（新設）
2　前条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「法第七十七条第五項」とあるのは「第十七条の三第一項」と、「退職金共済業務及び特定業種退職金共済業務」とあるのは「一の特定業種における退職金共済事業等勘定に属する給付経理及び特別給付経理においてそれぞれ経理すべき業務」と、「各業務に係る勘定」とあるのは「各業務に係る経理」と読み替えるものとする。	（新設）

附　則

この省令は、令和二年十月一日から施行する。